

令和4年8月24日開催 雲南市指定給水装置工事事業者説明会 質問と回答

1) 水理計算が必要かについて、もともと立水栓(1栓)が設置してある敷地に、新たに住宅を新築した場合、改造申請になると思うが、水理計算は必要か。

⇒回答 水栓数が増加しているので水理計算書は必要です。

2) 中間検査の内容について、「(1) 工事完成時に不可視部分となる部分については、施工途中で検査を行う」とあるが、一般住宅でもパイプシャフトをはじめとして多数不可視部分となる部分があると思うが、施工途中に検査をするのか。

⇒回答 中間検査も原則立会が必要ですが、立会の代わりとして自主管理とすることも可能ですので協議してください。

3) 図面には管の長さを書くようにとの指示であったが、例えば自家水配管の切替工事をはじめとする改造工事を申請する際、既設管は不明な点が多く、すべての管の長さを平面図や立面図に記入するのは難しい・・・

⇒回答 図面の閲覧制度などを活用し、できるだけ正確を期すよう努めていただきたいが、管路や管長の記入は確かに困難な部分もあるので、現場の調査等をきちんと踏まえた上で、一部想定で書かれることもやむを得ないと思います。ただし、想定で書いた部分については数値をカッコ書きするなどして、区別してください。

4) 既に建っているお宅の給水装置工事で水圧試験をする際には1時間断水を強いることになるが・・・

⇒回答 ご不便をかけるが、水圧試験は実施していただかないといけない。新設部分と既設部分にバルブを設けるなどしてなるべく不便を軽くする方法などを取り入れていただくなどの配慮をしていただくというのも一つの方法かと思います。

5) ホームページに載っている申請書の形式は？

⇒回答 ワード、エクセルで掲載しています。

6) 自記圧計の貸し出しは無料か

⇒回答 有料(1泊500円、営業課が窓口)です。

7) スリース弁のマークはJIS 図示(▷◁)バルブマークと仕切弁(=)マークどちらでもよいか。

回答⇒ご指摘をいただき、指針別冊中の仕切弁表記をやめ、止水栓のみとしました。なお、ご承知のとおり、仕切弁や止水栓の定義は様々ありますので、給水申請の際に指針別冊

と異なる記号を用いられた場合でも表記の修正を求めることはいたしません。

8) 同じく混合水栓表記は▽を半分塗りつぶしたものと○を半分塗りつぶしたものどちらでもよいか。

回答⇒ △を半分塗りつぶしたものに修正しました。

9) 平面図の量水器までの管延長がmm表示になっています。管延長はmで統一なのかどちらでもよいか。

回答⇒ mで統一してください。指針別冊の図面を修正しました。

10) 参考図面の平面図の図示記号が違いますが、説明会で訂正がなかったように記憶しています。参考にされるとまた間違える人もおられると思います。

回答⇒ 関係する箇所を修正しました。

11) 60分水圧試験のチャートですが、REX工業のみるみるくん圧力試験機Ⅲの帳票でもよいか。

回答⇒ 現地で測定したことが確認できるよう、帳票に印刷された開始時と終了時の圧力を圧力試験機の画面で表示させ、それを記録写真として添付していただければよいこととさせていただきます。